

松山広域福祉施設事務組合障がい者活躍推進計画の実施状況の公表について

松山広域福祉施設事務組合

松山広域福祉施設事務組合障がい者活躍推進計画の令和 6 年度の実施状況について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 目標について

(1) 採用に関する目標

令和 6 年 6 月 1 日時点の実雇用障害者数は 4 人で、法定雇用障害者数を達成しました。

法定雇用障害者数	実雇用障害者数
2 人	4 人

(2) 定着に関する目標

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに採用した対象障害者（法第 37 条第 2 項に規定する対象障害者をいう。以下同じ。）である職員はいませんでした。

2 取組内容について

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

(ア) 松山広域福祉施設事務組合障がい者活躍推進計画を作成し、ホームページに掲載しています。

(イ) 事務局長を障害者雇用推進者に選任しています。

イ 人材面

愛媛県社会福祉協議会が主催する社会福祉研修において、障がいに関する研修に参加しました。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定及び創出

対象障害者に対して所属長が個別面談を行い、当該職員の能力、適性、希望等に応じた職務の選定について検討を行いました。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備及び人事管理

対象障害者である非常勤職員について、障がいの特性により必要に応じて、又は希望に応じて、その任期中に、1週間当たりの勤務日及び1日当たりの勤務時間を変更できる制度を設けています。

3 取組内容の実施状況に対する点検結果について

松山広域福祉施設事務組合障がい者活躍推進計画に定めた取組内容は、おおむね実施できたと考えていますが、引き続き必要な制度、環境整備等について検討を行うとともに、研修等により職員の障がいに関する理解の促進を図ります。また、所属長等が適切に面談等を行い、対象障害者である職員に必要な支援、配慮等を把握し、措置を講じることにより、職員の活躍の推進に努めます。